

平成 28 年度決算検査報告の概要

関口 裕晃

(決算委員会調査室)

-
1. はじめに
 2. 平成 28 年度決算検査報告について
 - (1) 構成
 - (2) 検査方針
 - (3) 検査対象
 3. 検査結果の大要
 - (1) 掲記された事項等の概要
 - (2) 事項等別の概要
 - (3) 省庁等別の概要
 4. 主な個別の掲記事項
 - (1) 個別の掲記事項の概要
 - (2) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果
 5. おわりに
 - (1) 平成 28 年度決算検査報告の特色
 - (2) 決算検査報告を踏まえての P D C A サイクルの推進

1. はじめに

決算検査報告は、憲法第 90 条及び会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 29 条に基づき、会計検査院（以下「検査院」という。）が 1 年間にわたって実施した会計検査の成果を明らかにした報告書で、検査が終了した決算とともに内閣に送付され、内閣から国会に提出される。この決算検査報告は、国会で決算審査を行う際の重要な資料となるほか、財政当局などの業務執行にも活用されている。平成 28 年度決算検査報告（以下「本検査報告」という。）は、検査院が平成 28 年 10 月から 29 年 9 月までに実施した検査（29 年次会計検査）の結果が掲載されているものであり、29 年 11 月 8 日に検査院から内閣に送付さ

れた¹。国会への提出は、近年、秋に召集される国会中の 11 月 20 日前後に決算とともに行われており、本検査報告は、第 195 回国会（特別会）の 29 年 11 月 21 日に 28 年度決算とともに内閣から国会に提出された。

本稿では、本検査報告の全体像について概観した上で、本検査報告に掲記された個別の検査結果の概要を紹介することとしたい。

2. 平成 28 年度決算検査報告について

（1）構成

本検査報告は、本編が 1,010 頁となっている²。決算検査報告には、国の収入支出の決算の確認、国の収入支出の決算金額と日本銀行が取り扱った国庫金の計算書の金額との不合の有無、法令・予算に違反し又は不当と認めた事項、国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出など 8 項目を掲記することが義務付けられている（会計検査院法第 29 条各号）。また、検査院が必要と認めた事項についても掲記できることになっている（会計検査院法施行規則第 15 条）。検査院による検査結果が記述されているのは、主として図表 1 に示した七つの事項である。これらの掲記事項のうち、「不当事項」、「意見表示・処置要求事項」³、「改善処置済事項」、「特記事項」は、通例「指摘事項」と呼ばれており、不適切又は不合理な事態の態様に関する記述がなされている。この指摘事項に係る記述が決算検査報告の大部分を占めている。

本検査報告の第 1 章では検査の概要、第 2 章では国の決算の確認、第 3 章では指摘事項に係る省庁別・団体別の検査結果、第 4 章では随時報告⁴、検査要請⁵事項の報告及び特定検査状況⁶、第 5 章では会計事務職員に対する検定、第 6 章では国の歳入歳出決算その他検査対象の概要がそれぞれ記述されている。本検査報告の大部分を占めるのが第 3 章であるが、「意見表示・処置要求事項」については、検査院からの指摘事項に係る主務大臣等宛ての文書の全文を掲載する形が採られている。ここでの記述項目については、多くの変遷を経てきており、必ずしも一定していないが、①不適切な事態が生じる背景となった制度等の概要、②当該検査の観点、着眼点、対象及び方法、③検査の結果、④発生原因、⑤不適切

¹ 内閣への送付に当たっては、会計検査院長が内閣総理大臣に手交することが通例となっている。検査結果について国民が知ることができる決算検査報告への関心は高く、内閣送付の際には、新聞等を通じて広く報じられることが多い。

² 決算検査報告は、検査院のウェブサイトに全文が公開されている。

³ 意見表示・処置要求は、会計検査院法第 34 条又は第 36 条に基づくものであり、第 34 条に基づく意見表示・処置要求は会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合に行われ、第 36 条に基づく意見表示・処置要求は法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合に行われる。

⁴ 隨時報告は、平成 17 年の会計検査院法改正により新設された制度で、検査院が意見を表示し又は処置を要求した事項等に関し、各年度の決算検査報告の作成を待たず、随時、その検査結果の報告を国会及び内閣に対して行うとともに、その概要を決算検査報告に掲記している。

⁵ 検査要請は、平成 9 年の国会法及び会計検査院法の改正により新設された制度で、国会からの求めに応じ、特定の事項について検査した結果を報告するとともに、その概要を各年度の決算検査報告に掲記している。なお、平成 17 年以降の国会からの検査要請に関する報告は計 52 件あり、そのうち、51 件が参議院決算委員会、1 件が参議院予算委員会の検査要請に基づくものである。

⁶ 特定検査状況は、不適切な事態とは言えないまでも、検査院の問題意識が示されたものであり、国会審議における重要な材料となり得る。

な事態等に関連し、所管省庁等に対する検査院の意見表示や是正改善の処置要求といった内容になっている。

図表1 決算検査報告における主な掲記事項の区分

区分		事項内容
指摘事項	不当事項	法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めたもの
	意見表示・処置要求事項	会計検査院法第34条又は第36条の規定により、会計検査院が関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求したもの
	改善処置済事項	会計検査院の指摘に対し、指摘された当局が改善の処置を講じたもの
	特記事項	特に検査報告に掲記して問題を提起する必要があると認めた事項
随時報告		会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項
検査要請事項の報告		国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果
特定検査状況		会計検査院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況

(出所) 会計検査院資料を基に作成

(2) 検査方針

検査院は、毎年10月頃から翌年9月頃までの1年間を「検査年次」としており、決算検査報告には、毎検査年次の検査結果が掲載されている。検査院は、検査年次ごとに会計検査業務の基本的な統制を図るため、「会計検査の基本方針」を定めており、本検査報告は、平成28年9月8日に策定された「平成29年次会計検査の基本方針」(検査実施期間：28年10月から29年9月まで)に基づき実施した検査結果が掲載されている。同検査方針では、重点的な検査対象施策分野として、社会保障、教育及び科学技術、公共事業、防衛、農林水産業、環境及びエネルギー、経済協力、中小企業、情報通信(I.T.)の9項目を挙げているほか、複数の府省等により横断的な実施がされている施策や国民の関心の高い事項等について、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなどとしている。また、東日本大震災からの復興に向けた各種施策については、一定期間に多額の国費が投入されていることなどを踏まえ、進捗状況等に応じて適時適切に検査を行うとされた。また、会計検査院法第20条第3項に規定された正確性、合規性、経済性、効率性、有効性といった多角的な観点⁷から検査に取り組むとされた。

(3) 検査対象

検査対象は、検査の実施が法律上義務付けられた「必要的検査対象」(会計検査院法第22条各号)と、検査院が必要と認めた場合又は内閣の請求がある場合に検査が可能な「選択的検査対象」(同法第23条第1項各号)がある。平成29年次検査における必要的検査対象

⁷ 多角的な観点とは、①決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性、②会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性、③事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性、④同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性、⑤事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を果たしているか、また、効果を上げているかという有効性の観点。

は、国会、裁判所、内閣、内閣府ほか 11 省等の会計のほか、政府関係機関、事業団、独立行政法人等 212 法人及び日本放送協会の会計である。選択的検査対象とされたのは、国が補助金等財政援助を与えた 5,222 団体等（都道府県、市町村等）の会計、国が資本金の一部を出資している 10 法人（中部国際空港株式会社等）の会計、国が出資した法人が更に出資している 51 法人（北海道旅客鉄道株式会社等）の会計、国が借入金の元金又は利子の支払を保証している 3 法人の会計、国等と 119 法人等との契約に関する会計である。

これらの検査対象機関に対し、書面検査及び実地検査⁸が行われる。29 年次の書面検査は、28 年度分の計算書約 13 万 5 千冊及びその証拠書類約 4,347 万枚が対象とされた。同 年次を含む直近 3 か年度分の実地検査の実施状況は図表 2 のとおりである。

図表 2 直近 3 か年度の会計検査における実地検査の実施率

年 度	平 成 26 年 度			平 成 27 年 度			平 成 28 年 度		
	対象箇所数	検査実施箇所数	実施率	対象箇所数	検査実施箇所数	実施率	対象箇所数	検査実施箇所数	実施率
実地検査の対象箇所									
本省、本社、主要な地方出先機関等	4,258	1,855	43.5%	4,366	1,813	41.5%	4,485	1,854	41.3%
その他の地方出先機関等	6,531	1,175	17.9%	6,594	1,114	16.8%	6,643	1,087	16.3%
郵便局、駅等	20,638	69	0.3%	20,588	51	0.2%	20,566	42	0.2%
計	31,427	3,099	9.8%	31,548	2,978	9.4%	31,694	2,983	9.4%

(注) 国が補助金その他の財政援助を与えた団体等についても、それぞれ平成 26 年度 4,522 団体等、27 年度 5,166 団体等、28 年度 5,222 団体等へ実地検査を実施している。

(出所) 各年度の決算検査報告より作成

3. 検査結果の大要

(1) 揭記された事項等の概要

本検査報告に掲記された事項等の総件数は 423 件、指摘金額⁹の総額は 874 億 4,130 万円となり、平成 18 年以来 10 年ぶりに 1,000 億円を下回った。案件別の指摘金額では、国土交通省の「社会資本整備総合交付金等の交付を受けて地方公共団体が実施する公共工事において、総合評価落札方式による入札には最低制限価格が設定できないことを地方公共団体に対して周知徹底し、誤って設定した最低制限価格により価格その他の条件が最も有利な者が失格として排除されないよう改善させたもの」の 269 億円が最大であり、掲記件数

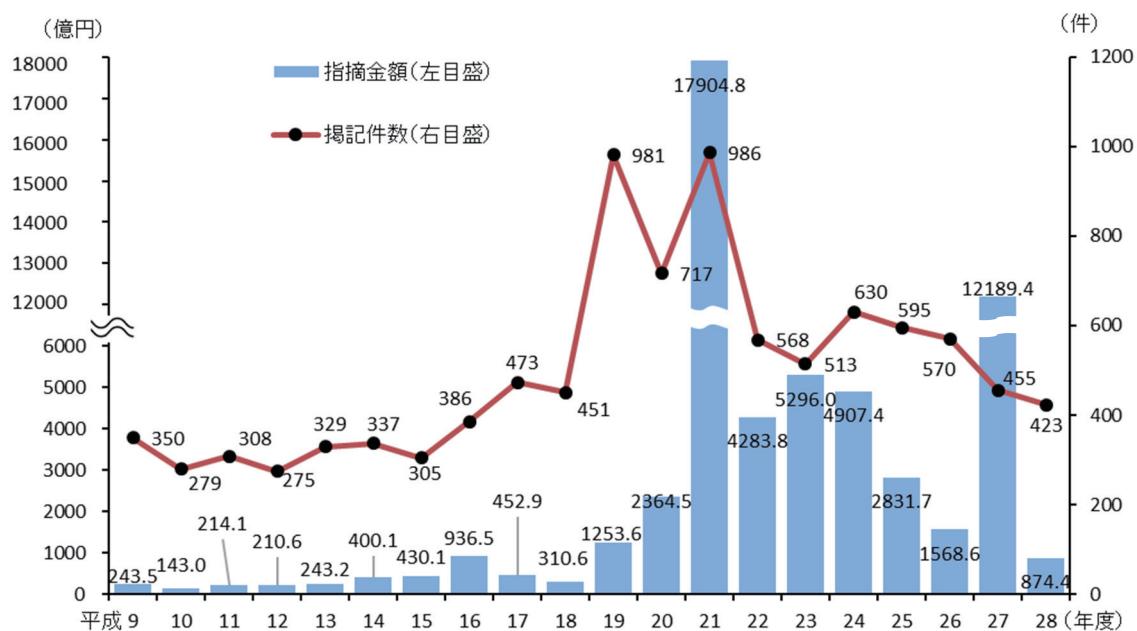
⁸ 書面検査は、検査対象機関から提出された会計経理の実績を示した計算書やその証拠書類について、在庁して行う検査。実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所や団体に検査院職員を派遣して、実地に、会計帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明聴取等を行う検査。

⁹ 指摘金額とは、租税等の徴収不足額や補助金等の過大交付額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等を指す。一方、意見表示・処置要求事項、改善処置済事項に関して、事態の原因や性格等からして指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものを、背景金額と呼び、指摘金額と区別している。

では、厚生労働省の135件が最も多く、その中でも「国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの」に係るものが29件を占めている。

また、過去20年間の掲記件数及び指摘金額の推移は図表3のとおりであり、本検査報告における掲記件数及び指摘金額は、過去10年間で最小となった。なお、掲記件数は21年度をピークとして、その後、低減傾向にある。また、ここ10年間において、指摘金額に大幅な増減がみられるのは、資金、基金等のストックに関する指摘における金額の多寡が要因になっていると考えられる。例えば、平成27年度決算検査報告に掲記されていた金融庁における「預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について」の指摘金額は1件で1兆964億円に上っており、同検査報告の指摘金額が、本検査報告より、1兆1,315億円上回る主な要因となっている。

図表3 掲記件数及び指摘金額の推移（過去20年間）



(出所) 各年度の決算検査報告より作成

（2）事項等別の概要

掲記された事項等を項目別にみると、「不当事項」等の指摘事項が409件、「国会及び内閣に対する報告」（随時報告）が9件、「国会からの検査要請事項に関する報告」（検査要請事項の報告）が2件、「特定検査対象に関する検査状況」（特定検査状況）が3件、それぞれ掲記されている。指摘事項の内訳を類型別にみると、「不当事項」の件数が、近年減少傾向にあるものの、指摘事項の約8割（409件中333件）を占めている。また、事項等別の件数の推移をみると、「意見表示・処置要求事項」の掲記件数は、平成25年度までは増加傾向にあったが、26年度に半減し、以後、低減傾向にある。また、「随時報告」、「検査要請事項の報告」及び「特定検査状況」については、件数は少ないながらも、一定数継続して掲記されている（図表4）。また、本検査報告には、平成17年度決算検査報告以来11年ぶ

りに「特に掲記を要すると認めた事項」(特記事項)が1件掲記された。

図表4 事項等別件数推移(過去10年間)

年度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
事項等											
指 摘 事 項	不当事項	859	593	874	425	357	470	402	450	345	333
	意見表示・処置要求事項	53	69	66	76	81	77	100	49	43	28
	改善処置済事項	55	46	39	54	53	64	76	57	49	47
	特記事項	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	随時報告	7	23	6	10	13	8	8	6	10	9
	検査要請事項の報告	6	5	3	1	9	6	1	2	2	2
	特定検査状況	5	4	4	6	6	7	9	6	6	3
	計	981	717	986	568	513	630	595	570	455	423

(注)「随時報告」は他の事項としても掲記されており、件数が重複しているため、各事項等の合計件数と計欄の件数は一致しない。

(出所)各年度の決算検査報告より作成

(3) 省庁等別の概要

指摘事項を省庁等別にみると、掲記件数では、厚生労働省(135件)が最も多く、文部科学省(50件)、農林水産省(34件)、総務省(32件)と続く。また、指摘金額では、国土交通省(384億円4,030万円)が最も多く、農林水産省(157億571万円)、厚生労働省(80億4,463万円)、経済産業省(62億286万円)と続いている。省庁等のうち、掲記件数及び指摘金額が多かったのは、図表5のとおりである。また、省庁等別の指摘事項件数及び指摘金額の詳細は、図表6のとおりである。

図表5 掲記件数及び指摘金額が多かった省庁

省庁名	掲記件数	省庁名	指摘金額
厚生労働省	135件	国土交通省	384億円
文部科学省	50件	農林水産省	157億円
農林水産省	34件	厚生労働省	80億円
総務省	32件	経済産業省	62億円
国土交通省	30件	内閣府(内閣府本府)	29億円

(出所)会計検査院『平成28年度決算検査報告』より作成

図表6 省庁等別の指摘事項件数及び指摘金額

事項 省庁又は団体名	不当事項	意見表示・処置要求事項			改善処置済事項		計		単位：件、万円			
		会計検査院法 34条関係	会計検査院法34条 及び36条関係	会計検査院法 36条関係								
		1	2	3	4	5	6	7				
内閣府(内閣府本府)	16	27,981			1	37,202	2	231,709	19	295,685		
内閣府(警察庁)							1	9,782	1	9,782		
総務省	29	200,695			1	24,936	2	46,331	32	265,722		
法務省	2	47,873							2	47,873		
外務省					2	58,651			2	58,651		
財務省	1	48,788					1	969	2	49,757		
文部科学省	46	110,638	1	88,482		1	90,949	2	22,986	50	247,534	
厚生労働省	127	432,965	1	187,346	1	52,810	3	84,141	3	47,201	135	804,463
農林水産省	26	34,337			1	39,144	4	1,024,261	3	482,930	34	1,570,571
経済産業省	9	31,501			1	244,482	2	339,628	2	6,102	14	620,286
国土交通省	22	249,560	1	16,385		1	47,714	6	3,685,608	30	3,844,030	
環境省	17	38,655	3	23,520						20	62,175	
防衛省	21	45,229			1	4,585			6	149,255	28	178,584
日本私立学校振興・共済事業団	8	4,792						1	-	9	4,792	
日本中央競馬会	1	2,113					1	2,493	2	4,606		
東日本高速道路(株)							1	-	1	-		
中日本高速道路(株)							1	-	1	-		
本州四国連絡高速道路(株)							1	55,576	1	55,576		
全国健康保険協会	1	1,643	1	1,761					2	3,404		
日本年金機構					1	※			1	※		
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	1	12,919							1	12,919		
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	1	1,075					2	7,938	3	9,013		
国立研究開発法人産業技術総合研究所			1	209,650					1	209,650		
(独)造幣局	1	8,359							1	8,359		
(独)国際協力機構					1	※	2	-	3	※-		
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構							1	3,130	1	3,130		
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構							1	4,260	1	4,260		
(独)自動車事故対策機構	1	4,189							1	4,189		
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構					1	5,481	1	19,064	2	24,545		
(独)国立病院機構	2	61,336							2	61,336		
(独)中小企業基盤整備機構					1	※			1	※		
(独)地域医療機能推進機構							1	239,179	1	239,179		
(独)住宅金融支援機構							1	34,675	1	34,675		
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	1	7,163							1	7,163		
首都高速道路(株)							1	-	1	-		
北海道旅客鉄道(株)							1	580	1	580		
四国旅客鉄道(株)							1	670	1	670		
東日本電信電話(株)							1	803	1	803		
西日本電信電話(株)							1	158	1	158		
合計	333	1,371,821	8	527,144	4	341,021	16	1,712,963	47	5,051,399	408	8,744,130

(注1) 法人格については次の略称を用いた。株式会社→(株)、独立行政法人→(独)

(注2) 背景金額については掲載せず、「-」とした。

(注3) 金額は1万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額とは一致しない場合がある。

(注4) 複数の団体に係る指摘については、金額は一方の団体にのみ掲載しており、件数の合計に当たってはその重複分を控除している。なお、重複分の金額を掲載していない団体には※印を付した。

(注5) 「不当事項」及び「意見表示・処置要求事項」の両方において取り上げられている事項については、金額の合計に当たってその重複分を控除しているので、集計しても合計額とは一致しない場合がある。

(出所) 会計検査院『平成28年度決算検査報告』より作成

4. 主な個別の掲記事項

本検査報告では、平成 29 年次会計検査の基本方針において重点が置かれた施策分野のほか、国民の関心の高い事項として、財政の現状を踏まえ、財務、予算・経理の適正な執行、行政経費の効率化、制度・事業の効果的な運営等のほか、東日本大震災からの復興に関するもの、度重なる自然災害の発生等により関心が高まった国民生活の安全性の確保に関するものなどが掲記されている。ここでは、本検査報告に掲記された事項の中から、主なものを紹介する¹⁰。

(1) 個別の掲記事項の概要

ア 国民生活の安全性の確保に関するもの

事例 1：防災通信設備等の整備において耐震性確保が不十分

総務省は、市町村や放送事業者が災害発生時の情報提供を行うため通信設備を整備する事業に対して補助金を交付している。68 市町村等が実施した 78 事業について検査院が検査したところ、①請負会社に耐震設計計算書の提出を求めていないため、設備機器の耐震性を確保する設置工法等の検討が十分に行われたか確認できない事態、②28 市町村等が設置した設備機器（国庫補助金相当額 2 億 4,936 万円）については、アンカーボルトで固定されていない、又は固定されていても地震時の引抜力が許容引抜力を上回っていて、耐震性が確保されていない事態が明らかとなった。

事例 2：堤防等整備区間において未整備区間や改築が必要な橋りょうが多く残存

国土交通省は、洪水等による災害発生の防止を図るため、堤防の整備や河道の拡幅、橋りょうの改築等を直轄又は補助事業により実施している。検査院が 857 河川について検査したところ、①12 河川において、土地権利者の同意が得られないことなどにより、堤防等の間に未整備区間が残存し、当該区間からの越水により住宅等被害のおそれがある事態、②10 河川において、既存の橋りょうの架設箇所の流下能力が整備計画流量を下回っているため、架設箇所からの越水により住宅等被害のおそれがあるものの、河川管理者と橋りょう管理者（都道府県や鉄道事業者）との調整がつかず改築されないまま残存している事態等が明らかとなった。

イ 東日本大震災からの復興に向けた施策等に関するもの

事例 3：地域経済産業復興立地推進事業費補助金の不正受給

経済産業省は、原子力災害により甚大な被害を受けた福島県における企業の生産拡大及び雇用創出を図るため、地域経済産業復興立地推進事業費補助金を交付している。県はこれを受けて基金を造成し、県内に工場等を設置して操業する企業に対して土地、建物及び機械設備の取得等に係る経費の一部として補助金を交付している。検査院が検査したところ、(株)CKU は、熱交換器の工場を設置して操業するため、平成 26 年に補助

¹⁰ 各事例タイトルの【】括弧内は、図表 1 の掲記区分中、指摘事項以外に該当する場合に、当該掲記区分を表す。なお、無表記のものは指摘事項を表す。

金を交付されたが、同社は熱交換器の製造を全く行っておらず、工場は操業していないことが明らかとなり、補助金額 2 億 5,410 万円を不当としている。

事例 4：原発事故への復旧作業者の健康管理支援等に係る不適切な事業運営

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の初動対応として復旧作業に従事した約 10 万人を対象に、被ばく線量やその後の健康状況等の関連解析・評価を行い、中長期にわたる従事者の健康管理支援や長期的な疫学研究を目的としたフォローアップシステムを整備している。検査院が検査したところ、関係官署等との合意が得られずシステムへの登録人数が 645 人（当初見込みの 0.6% 相当）にとどまり、十分な規模のデータが得られていない。平成 26 年 10 月時点で今後の事業運営が見込めないにもかかわらず、その後もシステムの保守契約等を締結しており、その支払額 1 億 2,919 万円が不当と指摘された。

ウ 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

事例 5：地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）の算定が不適切

内閣府は、都道府県又は市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）の円滑な策定とこれに関する優良施策の実施支援を目的に、地方公共団体が作成した実施計画に基づく事業に要する費用として、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を交付している。検査院が検査したところ、2 県及び 6 市町において、実施計画で定めた事業実施期間中に実施していない事業に係る費用や交付金の交付対象とは認められない懇親会に係る費用を交付対象事業費に含めていたこと等が明らかとなった（不当と認める交付金相当額 2 億 2,434 万円）。

事例 6：公立学校施設の新增改築事業における資格面積の算定が不適切

文部科学省は、公立学校施設の新增改築に際して、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金（交付金等）を交付している。検査院が 20 都県の 336 市区町村等に対して、交付金等の算定状況を検査したところ、①9 都県の 20 市区町村等において、算定に当たり確認すべき項目が多岐にわたり分かりにくうことから、国庫補助を受ける資格のある面積（資格面積）が 8 億 8,482 万円分過大に算定されていたこと、②文部科学省において、算定誤りを防ぐチェックシートや算定方法を分かりやすく整理したマニュアルは作成されていないことなどが明らかとなった。

事例 7：海外遺骨収集等事業における職員派遣に係る前途資金の不当な会計経理

厚生労働省は、海外遺骨収集等事業のために派遣される職員の中から臨時資金前渡官吏を任命し、前渡資金を交付している。前渡資金は、車両借上料等の必要な経費について現地において現金で自ら支払う場合に限り使用できるものとされている。検査院が平成 23 年度から 28 年度までの当該事業に係る前渡資金について検査したところ、①事実と異なる内容の支払決議書を作成して、前渡資金を海外派遣前に国内で使用していた事

態（4億5,402万円）、②国内旅行会社に領収金額を水増しした領収証書を提出させて支払決議書を作成した上、水増しした額の使途が不明となっている事態等（932万円）が明らかとなった（純計4億6,325万円が不当）。

事例8：国民年金法及び厚生年金保険法に基づく遺族年金の支給における過払い

厚生労働省及び日本年金機構は、国民年金又は厚生年金保険の被保険者が死亡したときに、遺族に対して遺族年金を支給している。検査院が検査したところ、受給権者の届出等の事務処理に関して氏名変更などの住基ネット情報を活用した確認等を適切に行っておらず、①婚姻等の失権事由に該当しているのに失権届を提出していない受給権者に遺族年金を支給していた事態（25人、支給額1億6,019万円）、②失権届を遅れて提出したり、事実と相違する失権日を記載した受給権者に遺族年金を支給していた事態（974人、支給額17億1,327万円）が明らかとなった。

事例9：独立行政法人が委託業務により取得した物品の不適切な管理

経済産業省は、研究開発等を独立行政法人に委託して実施しており、受託者が委託費により取得した物品について、事業終了後はその活用方法を検討して無償貸付、売払い等することとなっている。検査院が、産業技術総合研究所及び製品評価技術基盤機構の取得物品を検査したところ、①無償貸付等の手続を経ないまま、委託事業終了後も受託者に1年以上継続使用させて、物品管理簿に記載されていない事態（844個、取得価格12億3,797万円）、②受託者が無断で廃棄している事態（651個、同9億1,499万円）、③受託者において使用見込みがないにもかかわらず、需要調査を実施せず1年以上保管されている事態（250個、同2億9,186万円）が明らかとなった。

事例10：地方公共団体が実施する公共工事において入札手続が不適切

国土交通省は、道路事業等を行う地方公共団体に対して、毎年度多額の社会资本整備総合交付金等を交付している。143地方公共団体が平成27、28年度に同交付金の交付を受けて実施した公共工事のうち、総合評価落札方式による入札を行った工事請負契約5,081件について検査院が検査したところ、640件（交付金交付額269億8,739万円）において、総合評価落札方式による入札には適用できない最低制限価格制度を誤って適用し、総合評価による評価値の最も高い者が当該最低制限価格を下回る価格で入札したことをもって失格として排除されていた事態が明らかとなった。

事例11：FMS調達における防衛装備品の不具合及び計算書の誤り等への対応が不適切

防衛装備庁は、アメリカ合衆国政府からFMS調達¹¹により防衛装備品等の提供が完了し、調達に係る計算書が送付されたときは、受領部隊等の検査官が作成した受領検査調書と照合を行う。また、防衛装備品等の不具合及び計算書の誤りが判明した場合は、

¹¹ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」（昭和29年条約第6号）に基づく有償援助（Foreign Military Sales）による調達

不具合報告書を作成して速やかに合衆国政府に是正を求めることが求められている。検査院が検査したところ、①同庁が最終計算書の送付を受けた 64 契約に係る全ての計算書と受領検査調書の記載内容が一致していない事態、②防衛装備品の不具合に対し是正を求める報告書（12 件）、計算書の誤りに対し是正を求める報告書（19 件）は、所有権の移転日又は計算書の送付日から 1 年以内に送付されておらず是正要求が合衆国政府から却下された事態が明らかとなった。

エ 資産、基金等のストックに関するもの

事例 12：中小企業基盤整備機構の出資承継勘定における余剰資金

（独）中小企業基盤整備機構（機構）は、平成 16 年に産業基盤整備基金から継承した株式に係る経理を出資承継勘定において整理している。検査院が検査したところ、株式の処分が進められ、同勘定で管理する銘柄数及び管理費用が大幅に減少している一方で、債券の運用等による財務収益が増加し、管理費用を上回る収益を計上していることなどが明らかとなった。検査院は、経済産業省及び機構において、将来の株式等の管理業務に必要となる政府出資金の額を検討し、保有し続ける必要のない政府出資金に係る資産（試算額 32 億 2,098 万円）については、速やかに国庫納付を行うことにより、政府出資金を適切な規模とすることを求めている。

オ 行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの

事例 13：子ども・子育て支援全国総合システムの運用状況等

子ども・子育て支援新制度の施行状況に関する情報共有等を国と地方公共団体で行う内閣府の子ども・子育て支援全国総合システム（構築等経費 3 億 7,202 万円）の運用状況について、検査院が 173 市区町を検査したところ、①保育の必要性の認定（支給認定）、教育・保育施設等に関する最新情報を登録している市区町は、それぞれ 45 市区町、23 市区町にとどまっていたが、内閣府はシステム運用の見直しを検討していない事態、②内閣府において登録情報の分析、公表等が全く行われていない事態等が明らかとなった。また、そのほか、市町村に対する子ども・子育て支援交付金（延長保育事業に係る分等）が過大に交付されていたことも明らかとなった。

事例 14：マイナンバー制度に係る情報連携の遅れ【随時報告】及び補助金の過大交付

総務省等は、マイナンバー制度の導入に伴い、必要な情報システムの整備を行っている。検査院が検査したところ、各システム間で情報をやりとりする情報連携について、システム設計段階での不備等のため、国民健康保険組合等の 127 システムにおいて連携の開始が一部遅れる見込みである事態等が明らかとなった。また、市区町村に対する個人番号カード交付事業費補助金の交付について、補助対象でない紛失や転居等による通知カードの再交付に係る手数料相当額（603 万円）を 3 市区が控除しておらず、補助金が過大に交付されていた事態も見受けられた。

事例 15：効果が十分発現していない政府開発援助（ODA）

外務省及び(独)国際協力機構（JICA）が実施する政府開発援助（ODA）について、検査院が検査したところ、①対マラウイ草の根・人間の安全保障無償資金協力「リロングウェ市ビウィ診療所建設計画」（贈与額 1,416 万円）で、建設された診療所について正面玄関の柱が倒壊して建設工事が中断されたまま完了していない事態、②対ブルジル有償資金協力「グアナバラ湾流域下水処理施設整備事業」（貸付実行累計額 314 億 6,768 万円）で、整備された下水処理場に接続する幹線管渠の整備が完了していないことなどから各下水処理場の汚水処理量が処理能力を大幅に下回っていたほか、一度も使用されていない遊休施設がある事態等が明らかとなった。

事例 16：農林水産物・食品の輸出促進事業の評価等が不適切

農林水産省は、農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者向け対策事業として、海外マーケット調査、商談会の開催、検疫条件への対応等を支援している。検査院が平成 25 年度から 27 年度までに 51 協議会等に交付された 10 億 9,474 万円を検査したところ、①50 協議会等において、輸出額の目標値の設定又は実績値の把握が適切でないことや、商談会における成約件数等の定量的な指標を用いた要因分析等が適切に行われていない事態、②農林水産省が事業成果報告書による事業成果の評価を適切に実施していないため、目標を達成していない品目があった 28 協議会等に対して、輸出増に向けた指導等を行っていない事態等が明らかとなった。

事例 17：HACCP 対応施設改修等支援事業における施設認定取得の遅れ

水産庁は、水産物を米国や EU へ輸出する場合に求められる HACCP（ハサップ）を取り入れた衛生管理基準の認定を得て、輸出拡大しようとする水産加工・流通業者の施設改修整備等に補助金を交付している。検査院が平成 25 年度から 27 年度までの 72 施設改修等支援事業を検査したところ、①60 事業において認定予定期間に施設認定が取得されておらず、うち 21 事業（国庫補助金相当額 17 億 7,589 万円）は認定予定期から 1 年以上経過している事態、②施設認定が取得されていない場合等に必要な改善計画が全く策定されず、水産庁においても、改善計画を策定させる基準等を具体的に定めていない事態等が明らかとなった。

事例 18：次期戦闘機（F-35A）の調達等の実施状況【随時報告】

防衛省は、平成 24 年度以降に 42 機の F-35A を有償援助（FMS）調達により取得することとしている。一方、同省は、国内企業に外国企業の下請としてその製造等への参画を求める新たな取組を行っており、これを受けて防衛装備庁は国内企業に初度費等を支払っている。検査院が検査したところ、①1 機当たり本体価格が増加傾向（24 年度 97 億円から 28 年度 157 億円）にあることについて、同庁は、25 年度以降に国内企業の下請製造への参画も要因としているが、価格上昇の要因を定量的に把握できていない事態、②28 年度末現在、国内企業と外国企業で下請製造部品に係る契約が締結されず、部品製

造が行われていないため、機体に下請製造部品が搭載されない事態等が明らかとなった。

カ その他の事例

事例 19：国の財政健全化への取組【特定検査状況】

政府は、平成 9 年度以降、財政健全化目標や、各年度における取組方針を示し、当初予算を編成している（11～13 年度を除く）。検査院が財政健全化への取組状況を検査したところ、当初予算では 3 か年度を除き方針に設定された指標が達成されているが、決算では 10 か年度において、達成とされる指標よりかい離していた。また、補正予算の編成に当たり、当初予算に対してどの程度かい離するのかは示されていない。検査院は、政府に対して、財政健全化への取組状況を継続的に予算総額や決算額を用いて示し、説明責任を一層果たしていくことが重要であると掲記している。

事例 20：日本郵便におけるオーストラリアの総合物流企業の株式取得【特定検査状況】

日本郵便（株）は、収益源の多様化の一環として平成 27 年 5 月にオーストラリアの総合物流企業であるトール社を子会社化したが、同社の業績悪化に伴い、28 年度決算において減損損失 4,003 億円を計上した。検査院が検査したところ、①将来の収益獲得能力に基づき算定したとされる同社の株式取得価額 6,093 億円は高額であったこと、②親会社の日本郵政（株）においては、買収実行契約締結の承認に当たり、経営会議を開催せずに執行役社長が決裁を行い、また取締役会も開催せずに取締役全員からの書面による同意をもって取締役会決議とみなしたことなどが掲記された。検査院は、今後企業買収を行う場合には、慎重な分析及び判断が必要であるとしている。

（2）不当事項に係る是正措置等の検査の結果

検査結果の実効性を高めるべく、前年度までに行った指摘事項等について、その後の会計検査での的確なフォローアップが行われており、平成 19 年度決算検査報告以降、その是正状況が掲記されている。

ア 不当事項に係る是正措置の状況

昭和 21 年度から平成 27 年度までの決算検査報告に掲記された不当事項について、是正措置が未済のものが 456 件、105 億 1,448 万円（前年度 444 件、106 億 1,536 万円）あり、このうち金銭返還を要するものが 437 件、102 億 1,715 万円（前年度 432 件、102 億 7,570 万円）あった。

イ 改善処置済事項に係る処置の履行状況

平成 27 年度決算検査報告で改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととされた処置済事項 84 件のうち、今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったもの 4 件を除いた 80 件について履行状況をみたところ、改善処置が一部履行されていなかったものが 1 件あった（汚水処理槽の基

基礎工の設計が適切でなかったもの)。この1件については、不当事項として掲記された。

5. おわりに

(1) 平成28年度決算検査報告の特色

本検査報告の掲記件数423件と指摘金額の総額874億4,130万円は、ともに過去10年間で最小となった。指摘金額の減少は、近年多額を占めていた資産、基金等のストックに関する指摘金額が減少したことなどによる。

指摘事項については、前年度まで引き続き、国民生活の安全性の確保に関する事項や東日本大震災からの復興に向けた施策等に関する事項など国民の関心が高い事項について掲記されるとともに、例年掲記されている予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するものや行政経費の効率化、事業の有効性等に関する指摘などの中にも、特徴的なものがみられた。

例えば、日本の防衛政策に関する事項では、平成29年11月の参議院本会議において、「北朝鮮による挑発がエスカレートする中にあって、あらゆる事態に備え、強固な日米同盟の下、具体的行動を取っていく。ミサイル防衛体制を始めとする我が国防衛力を強化し、国民の命と平和な暮らしを守るために、最善を尽くしてまいります」¹²と安倍総理が所信を表明しているところ、FMS調達における防衛装備品の不具合及び計算書の誤り等への対応が不適切な事態(事例11)や次期戦闘機(F-35A)の調達等の実施状況(事例18)において、FMS調達の在り方について問題提起がなされている。FMS調達がアメリカ合衆国政府側の事情によって提供内容や時期の変更がされるほか、価格等の詳細な内訳が提示されない場合があるなど、一般的な輸入等による調達とは異なっていることから、政府は、関係者と適時適切に調整を進める必要があろう。

農林水産政策に関する事項では、安倍総理が同所信表明において「世界への挑戦は、手間暇掛けてこしらえた質の高い日本の農林水産物にとって大きなチャンス」¹³と述べ、農林水産物の輸出促進を目指しているが、農林水産物・食品の輸出促進事業の評価等が不適切である事態(事例16)や、HACCP対応施策改修等支援事業における施設認定取得が遅れている事態(事例17)において、農林水産省の不適切な評価や、水産庁の不十分な指導が明らかとなった。政策の効果が阻害されている可能性もあり、指摘された事項の改善が望まれる。

行政経費の効率化、事業の有効性等に関する事項では、内閣府の子ども・子育て支援全国総合システムにおいて、最新情報の登録状況が低調であったり、登録された情報の分析等が行われていない事態(事例13)や、マイナンバー制度に係る情報連携において、システム設計段階での不備により、本格運用が一部遅れる事態(事例14)など、情報システムに関連する指摘がされている。各種情報システムの構築に当たっては、多額の経費がかかっているのみならず、維持・管理にも相当な費用がかかることに鑑み、関係機関は検査院の指摘をしっかりと受け止める必要がある。

¹² 第195回国会参議院本会議録第3号(平29.11.17)

¹³ 第195回国会参議院本会議録第3号(平29.11.17)

また、平成 29 年は行政文書等の公文書の在り方が問われる年であったが、本検査報告においても、海外遺骨収集等事業における職員派遣に係る前途資金の不当な会計経理（事例 7）や国民年金法及び厚生年金保険法に基づく遺族年金の支給における過払いの事態（事例 8）、前記事例 16 の農林水産物・食品の輸出促進事業の評価等が不適切である事態など、行政活動を行うに際し、制度が求めている文書等の作成や保存、管理、活用が十分なされていないとの指摘がされている。適切な行政活動を遂行し、国民への説明責任を担保するためにも、指摘に対する改善が求められる。

今回、特定検査対象に関する検査状況として、量的・質的金融緩和等の日本銀行の財務への影響のほか、国の財政健全化への取組（事例 19）と日本郵便におけるオーストラリアの総合物流企業の株式取得に係る状況（事例 20）の 3 項目が掲記されている。中でも事例 19 の国の財政健全化への取組において、検査院は、政府の財政健全化等の目標について、当初予算と決算では達成度合いが異なることを指摘した上で、政府に対し、財政健全化への取組状況を予算総額や決算額を用いて説明することが重要としている。近年、補正予算の編成が常態化していることを踏まえると、予算総額又は実績として確定した数値である決算を用いて財政健全化への取組状況を国民に示すことは、継続的な検証を行う上で有効であるため、政府は検討を行い、説明責任を十分果たすべきであろう。

また、平成 17 年度決算検査報告以来 11 年ぶりに特記事項が掲記された。特記事項とは、「政策が複雑に絡んでいる問題や高度な政策判断に基づく施策が求められるようなケースについても、事態の進展を促すなどのため問題提起に努める」¹⁴ものである。今回掲記された事項は、堤防等整備区間ににおいて未整備区間や改築が必要な橋りょうが多く残存している事態（事例 2）である。堤防等の間に未整備区間が残存する事態や既存の橋りょうの架設箇所の流下能力が整備計画流量を下回っている状況が、関係者が複数存在するために調整がつかないことなどに起因していることが確認された。防災・減災の効果を確実にするために、迅速な対応が必要となる。

（2）決算検査報告を踏まえての P D C A サイクルの推進

我が国の財政は、毎年の公債発行により公債残高が増加の一途をたどっており、財政の健全化が大きな課題となっている。このような中、限られた財政資金を効率的・効果的に活用することは極めて重要であり、無駄のない予算の執行とその監視が求められている。そのためには、行財政活動を事後的に分析、評価し、政策の実績評価を行うとともに、次の計画に的確に反映し、実効性を担保していく、いわゆる P D C A サイクルを十分機能させる必要がある。

本検査報告では、効果が十分発現していない政府開発援助（事例 15）のように毎年繰り返し指摘されている事態や、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）の算定が不適切な事態（事例 5）のように、過去に類似の指摘が何度もなされているものが掲記されている。また、単に事業実施主体が制度を十分理解していない場合や、地

¹⁴ 有川博『会計検査制度概説』（全国会計職員協会、平成 19 年）98 頁

方公共団体が実施する公共工事において入札手続が不適切な事態（事例 10）のように、各省庁等による制度の周知が不徹底であることにより起きている事態も毎年指摘されている。このような指摘に関して、各省庁等は、事案発生の原因を分析し、横断的に制度の運用の見直しを図ったり、省庁間で指摘を受けた情報の共有を図ったりするなど、決算検査報告の内容を十分に活用する必要があろう。

また、厳しい財政状況の下、内閣から独立した機関である検査院の役割は重視されており、引き続き、時代に即した検査の方針及び検査の対象を設定し、検査を通じて問題提起を行うことが重要である。さらに、検査院には、中立的な立場をいかし、指摘事項に関して、実効性のある具体的な是正改善措置を要求したり、背景にある制度に問題があると認めた場合には制度そのものの改善を求める意見を所見に盛り込むなど、検査対象機関に対し提案型の指摘を行い、改善案を次の計画に的確に反映させる手段を提示することを期待したい。また、特定検査状況や特記事項を活用することで、国民の関心が高く、検査院の問題意識を広く知らせる必要があると認められる事項について、不適切な事態を未然に防ぐための課題や高度な政策的判断を要する課題を提示することも重要があろう。

国会においても、行政への監視機能を果たすべく、決算検査報告を活用した決算審査を行うことにより、国の予算執行の是正改善を積極的に促していくことが重要である。また、国会法第 105 条による検査院への検査要請など、国会の行政監視機能と検査院の中立性をいかした制度を活用することにより、多角的な観点からより一層充実した決算審査を行うことが求められる。

(せきぐち ひろあき)